

研究倫理ガイド

Yokkaichi University

レポート・卒業研究に取り組む学生の皆さんへ



正しく行うために

研究と学びを

これまで長い間、研究倫理は研究者本人の自覚にまかされてきました。しかし、近年多くの不正行為が社会的問題となり、研究倫理を制度のもとに守ることが求められるようになりました。

たとえば文部科学省のガイドラインは、研究者は毎年度、法令を守るための研修を受講しなければならないと定めています。また学生も倫理教育を受けなければなりません。

本学では守るべき倫理として、まず『ねつ造』『改ざん』『盗用』を特定不正行為として特に重視しています。もちろん研究倫理には他にも『不適切なオーサーシップ』『二重投稿』など、守るべきものがあることは言うまでもありません。

学生の皆さんにもこのパンフレットに目を通していただき、研究倫理への理解を深め、高度な研究倫理を身につけていただきたいと思います。

【目次】

- ・ topic 1 そもそも「研究倫理」ってなんだろう？
- ・ topic 2 研究上の不正行為とは
- ・ topic 3 責任ある研究活動を行うために
- ・ topic 4 不正行為防止のための取り組み
～生成AIを使ったレポート作成について～

発行 四日市大学研究機構

topic 1

そもそも「研究倫理」ってなんだろう？

研究倫理とは、研究を行う際に守るべき「公正さ」や「誠実さ」に関するルールです。ねつ造・改ざん・盗用などの不正を防ぎ、研究対象者や社会に不利益を与えないために定められています。簡単にいうと、「正確に・正直に・他者を尊重して研究するための約束ごと」です。

大学で提出するレポートや卒業論文も、こうした研究倫理が求められる「研究」の一部です。学生であっても例外ではありません。『学生だから関係ない』は絶対にNG。誠実な姿勢で課題や研究に努めましょう。

topic 2

研究上の不正行為とは

四日市大学では「ねつ造」「改ざん」「盗用」及びそれらに助力することを「特定不正行為」と定義します。

ねつ造 … 存在しないデータや研究結果等を作成すること

例：実際には調査を行っていないのに、調査によって得られたデータとして作り上げ発表する。

改ざん … 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

例：考えていたものと異なる結果が出たため、データを切り貼りしたり書き換えたりする。

盗用 … 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

例：Web上や本に書かれている内容の全文又は一部をコピー・ペーストし、自分のレポートとして提出する。



やっぴがちな事例をチェック！

① 引用したい図表には、自分の研究内容にとって都合の悪い数値が…。その部分は編集で消して、自分で数値を書き換えちゃえ！



→ 得られたデータや引用した図表を画像編集ソフトなどで加工したり、変造することは改ざんにあたります。これは文献を引用する際も同様で、勝手に文章を書き換えてはいけません。

② 全部の出典元を書くのって面倒くさい…。たくさんネットで調べたけど1個2個書けばOKでしょ、ばれませんか！

→ 文章や図、写真を引用した場合は、教員や発表を聞く人が引用元がどこにあるか確認できるように出典を明記しましょう。書籍なら著者名、書名、出版社名、出版年、ページ。ホームページなら記事のタイトル、URLアクセス日です。出典を明記せず利用すると著作権を侵害する可能性があります。



✓ POINT…具体的にどのように書けばよいのか分からない時は教員の指示に従いましょう。それぞれの学問分野によって書き方の形式があります。



③ グループ研究の課題がでたけど面倒だし参加しない！でも単位はほしいから、論文には私の名前も書いといてー！

→ 「筆者」の資格がない人を筆者に加えたり、逆に資格がある人を加えなかったりすることを『不適切なオーサiership』といいます。これも研究活動上の不正行為です。研究活動には誠意をもって参加しましょう。



責任ある研究活動を行うために、四日市大学では以下のような事項を定めています。

1. 資料・情報・データ等の取り扱い

研究成果が再現できるよう、データを適切に一定期間保管し、必要な場合は開示しなくてはなりません。保存期間に法律等の定めがない場合は、3年間としています。

2. インフォームド・コンセント

人の行動・環境・心身等に関する個人データを扱うときは、データ提供者（個人・団体）にわかりやすく説明し、明確な同意を得なくてはなりません。

3. 個人情報の保護

個人を特定できるデータの保護に努め、四日市大学個人情報保護規程に基づいて適切に取り扱しましょう。

4. 装置・薬品等の管理

研究装置、薬品等を使用するときは、関係法令や本学の規定を遵守し、適切で安全な管理を行いましょう。

5. 研究成果の公表

研究成果の公表に際し、データや論拠の信頼性を確保し、オーサーシップや著作権等に十分注意しなくてはなりません。また、各学会や学術誌等の固有のルールを尊重しなくてはなりません。

6. 秘密保持

他者の業務評価にかかわったことで知り得た情報を、不正に利用してはいけません。またその秘密を保持しなければなりません。これは研究者でなくなった後(卒業後)も同様です。

🚫 SNSでの情報発信に気を付けて！

研究結果を写真に撮った、研究室で聞いた研究内容を誰かに話した、など何気ない行動や会話が研究倫理に反する危険性もあります。

InstagramやXなどのSNSで不用意に情報発信しないように気を付けましょう。



・研究倫理教育

研究者等に求められる倫理規範を修得するための「研究倫理教育」を実施しています。

・不正行為に関する調査委員会

特定不正行為が行われた場合やその疑いがある場合、学長の設置する調査委員会がその事案を調査します。

・研究機構運営委員会による研究倫理審査

人に関する研究を行う場合に、研究者の申請に基づき倫理審査を行います。

二 生成AIを使ったレポート作成について

ChatGPTやGeminiなど、生活のなかで生成AIを活用することは身近になってきました。

大学生活において、レポート作成は避けて通れない課題のひとつですが、「どこまでならAIを使っていいの?」「そもそもAIを使用するのは禁止なの?」と疑問をもつ人も多いのではないのでしょうか。AIの利用は便利である反面、安易な使用は学術的なトラブルにつながる可能性があります。

AIを活用する際の注意点や正しい使い方をしっかりと理解しましょう。

～AIを使うときに見落としがちな落とし穴～

◎事実誤認や曖昧な情報に注意

生成AIは、学習データの偏りや指示の出し方によって、事実とは異なる情報や、文脈に合わない内容をあたかも正しいように生成してしまうことがあります。そのため、正確な情報に誤情報が混ざってしまい、利用者が誤りに気づかずに内容を信じてしまう可能性がある点に注意が必要です。実際に、AIが提示した引用が、架空の文献だったという事例も発生しています。

AIが提示したデータ、引用、統計、歴史的事実に誤りがいないか、必ずファクトチェックをすることが重要です。AIの回答を鵜呑みにせず、情報の真偽を確認する習慣を身につけましょう。



◎不自然な表現や内容のずれに注意



生成AIを使えば、流暢な文章を簡単に作成することができます。しかし、AIが文章の「文脈」や書き手の「意図」を完全に理解しているわけではありません。生成AIは、単語同士の統計的な関連性をもとに文章を生成しているため、導入部分と結論の内容がかみ合っていないかったり、結論が論題からずれていたりするレポートが仕上がってしまうことがあります。また、難解な表現や専門用語をそのまま用いるなど、AIに文章作成をすべて任せ、自分の力で書いていないレポートは、読む側にはすぐに分かります。

☑ POINT…生成AIの利用については、担当教員にも確認するようにしましょう。

～誠実なレポート作成を心がけましょう～

大切なのは『あなたの考え』

レポート作成において、最も大切なことは『自分の考え』です。レポートは単なる文章提出ではなく、論題について考え、情報を集め、データを分析し、自分の考えを論理的に表現する力が身につきます。

自分の書いた文章が分かりにくくないかAIで校正をする、AIを使って構成の案を考えるなどレポートの質を高めるための利用にも、肝心なものは核になる自分自身の考えであって、すべてAIを使って作成したレポートはあなたが考えたものとは言えません。

初めはレポートを書くことに苦戦するかと思います。しかし、安易にAIを使ってしまふのではなく、自ら情報を集めること、自分の言葉で書くことを守ってください。

必ず、皆さんの力になるはずです。



あれ?と思ったら…

研究活動における不正行為や、公的研究費の使用に関する相談・通報窓口を設けています。

相談先

学術情報課 情報センター(図書館) 2階事務室 ☎ 059-365-6712
会計課 四日市看護医療大学B館 1階事務室

関連規定やガイドラインはこちら

